

一般財団法人 多田脩學育英會

**令和 8 年度 第 24 期生**  
**募集要項**

**募集期間：4 月 1 日～5 月 15 日**

**(必着分まで)**

- |   |       |
|---|-------|
| 1. はじめに   | P. 2  |
| 2. 採用までのスケジュールについて  | P.3   |
| 3. 応募資格について   | p.4   |
| 4. 応募方法について   | p.4-5 |
| 5. 奨学金について  | p.6   |
| 6. <small>しゅうがくせい</small> 脩學生に採用されたら守ること <small>じゆんしゆじこう</small> (遵守事項) | p.7-8 |

この募集要項は表紙を含めて全 8 ページです

## 1. はじめに

**当会への応募を検討している高校生の皆さん**

**ならびに**

**保護者の皆さま、学校関係者の皆さまへ**

1. 応募にあたっては、この募集要項ならびに当会ホームページをすべてお読みください。
2. 当会独自の奨学育英事業についてはホームページに詳しく掲載しています。  
当会の趣旨ならびに内容をご理解のうえ、応募書類には漏れなくご記入ください。
3. この募集要項は当会入会後も必要となります。  
奨学生として採用された方は PDF データを保存または印刷のうえ、大切に保管くださるようお願いいたします。
4. 応募者申請書類の個人情報は次の業務のみに使用いたします。  
(1) 奨学生採用のための審査、選考、決定などの業務  
(2) 採用決定者への連絡、手続き、その他これらに付随する業務
5. 採用審査中に得た当会に関する情報（すべての審査内容や課題なども含む）について、  
外部に漏らさないようご注意ください。また SNS への投稿なども一切禁止とします。
6. 当会へのお問い合わせにつきましては、まことにお手数ですが正確な内容の把握と的確なご返答のため、  
**ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお送りください。**  
折り返し担当者よりご返答させていただきます。  
皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただしゅうがくいくえいかい  
一般財団法人 多田脩學育英會

**ホームページ**  
**www.tada-shugaku.org**

住所：152-0022 東京都目黒区柿の木坂 2-6-3

電話：03-3723-7193

FAX：03-3723-7194

## 2. 採用までのスケジュールについて

募集期間：令和 8 年（2026 年）4 月 1 日(水) ～ 5 月 15 日(金) 必着				
5/20	水	一次審査 結果	合格	申請者自宅あてに作文課題送付（二次審査に進みます）
			不合格	学校あてに応募書類を返却（当会から申請者には通知しません）
6/24	水	二次審査 結果	合格	申請者自宅あてに面接詳細送付（三次審査に進みます）
			不合格	学校あてに応募書類を返却（当会から申請者には通知しません）
7/5	日	三次審査 のための 事前通信 テスト	面接当日と 同じ場所で 受けてください	①オンライン面接のための事前通信テストを行います（申請者ごとに） ②時刻はこちらで指定のうえ、メールで詳細を通知します（日時の変更不可） ③通信テスト欠席の場合はその時点で審査終了とし、不合格となります
7/11	土	三次審査 実施	通信テストと 同じ場所で 受けてください	①日時はこちらで指定のうえ、メールで詳細を通知します（日時の変更不可） ②オンライン面接欠席の場合はその時点で審査終了とし、不合格となります
7/12	日			
7/15	水	三次審査 結果	合格	申請者自宅あてに入会手続き書類送付
			不合格	学校あてに応募書類を返却（当会から申請者には通知しません）

採用後すぐのスケジュール				
8/5	水	課題 開始		詳細はこの募集要項の 7 ページ <b>6. 脩學生に採用されたら守ること（遵守事項）</b> をご確認ください
8/31	月	奨学金 支給開始		詳細はこの募集要項の 6 ページ <b>5. 奨学金について</b> をご確認ください
10～11 月 高 1 の秋頃		第 1 回 脩學講座 開催		すべての審査に合格しても、この講座に出席できないと合格取り消しとなります
				詳細はこの募集要項の 8 ページ <b>6. 脩學生に採用されたら守ること（遵守事項）</b> つづきをご確認ください

### 3. 応募資格について

- ① 日本国籍を有する全日制高校に通う、新高校 1 年生（日本の義務教育課程を修了していること）
- ② 誠実かつ堅実で健康であること
- ③ 中学三年間の出席日数が 90%以上であり、かつ中学三年間の遅刻回数が 5 回以下であること
- ④ 中学三年間、すべての通信簿または通知表のコピーを提出できること
- ⑤ 家庭が経済的困窮状態にあり、学業に関して経済的援助を必要としていること
- ⑥ 当育英会の定める脩學生の義務「6. 脩學生に採用されたら守ること（遵守事項）」を果たし、自己の人格形成に真摯に取り組み、将来は模範となる人間として社会貢献する志があること

### 4. 応募方法について

下記書類を一括して、学校担当者から期限内に（期日 5 月 15 日(金)必着）当会事務局までご郵送ください。

採用枠は毎年 30 名（春季 1 回）

各高校からの申し込み推薦者数は 2 名まで（他奨学金の併願ならびに併給可）

学内または学内の別コース等から複数名希望者がいる場合も、必ず学内選考を経て 2 名までです。

また、複数の奨学金団体から奨学金の受給予定がある人は、すべての団体が併給可能かを確認のうえ応募してください。

- 書類①②③は、当会 HP「脩學生になるには」内の「応募方法」から PDF ファイルをダウンロードし、プリントアウトのうえご記入ください。
- 書類④⑤⑥は、すべて揃えて提出してください。どれか 1 つか 2 つではありません。揃わない場合は応募資格を満たすことはできません。
- 書類⑦は、5 ページの表「家庭の収入を証明する提出物」を確認のうえ、必要な書類を揃えて提出してください。

	応募に必要な提出書類	書式	備考
書類①	申請書	HP からダウンロードのうえプリントアウトして記入	すべて申請者が自筆で記入する
書類②	身上書	HP からダウンロードのうえプリントアウトして記入	すべて申請者が自筆で記入する
書類③	推薦書	HP からダウンロードのうえプリントアウトして記入	記入方法不問
書類④	中学 1 年生の 通信簿または通知表（コピー）	表紙、裏表紙を含めすべてのページをコピーする （出身中学や在籍高校が発行する調査書や成績証明書ではありません）	
書類⑤	中学 2 年生の 通信簿または通知表（コピー）	表紙、裏表紙を含めすべてのページをコピーする （出身中学や在籍高校が発行する調査書や成績証明書ではありません）	
書類⑥	中学 3 年生の 通信簿または通知表（コピー）	表紙、裏表紙を含めすべてのページをコピーする （出身中学や在籍高校が発行する調査書や成績証明書ではありません）	
書類⑦	家庭の収入を証明する提出物	ご家庭の収入により提出書類が異なります。 必ず 5 ページの表「家庭の収入を証明する提出物」を確認のうえ提出してください。	

## 4. 応募方法について（つづき）

### 書類⑦ 家庭の収入を証明する提出物

ご家庭の収入を証明する提出書類は次のとおりです。

該当者の欄をご確認のうえ、**以下の書類を組み合わせ提出**してください。

**組み合わせは**、この表の **A と C** または **B と C**。非課税世帯の方は **D のみ** 提出してください。

取得年度など間違いのないよう、また不足書類のないようご注意ください。

該当者と証明書の種類		提出する証明書の年度	備考
書類が必要 すべての人の 家計を担う	<b>A</b>	源泉徴収票 (コピー)	令和 6 年分 と 令和 7 年分 ← <b>2 年分</b> を提出してください。
	<b>B</b>	所得税 確定申告書 (コピー)	令和 6 年分 と 令和 7 年分 ← <b>2 年分</b> を提出してください。
	<b>C</b>	課税証明書 (原本)	取得可能であれば令和 8 年度分 (上記が入手不可なら令和 7 年度分) ※ ←左記の <b>いずれかのひとつ</b> を提出してください。 市区町村によっては「所得・(非)課税証明書」 など、書類の表題が異なる場合があります。
世帯の方 非課税	<b>D</b>	非課税証明書 (原本)	取得可能であれば令和 8 年度分 (上記が入手不可なら令和 7 年度分) ※ ←左記の <b>いずれかのひとつ</b> を提出してください。 市区町村によっては「所得・(非)課税証明書」 など、書類の表題が異なる場合があります。

**C の課税証明書ならびに D の非課税証明書は**、それぞれ住民票のある市区町村の役所で発行してもらうことが可能です。

役所の窓口で『(非)課税証明書を（発行して）ください』と告げると発行してもらえますが、

当会の募集期間中は、多くの市区町村で、令和 8 年度分の発行が開始されていないことが予想されます。

その場合は令和 7 年度分の提出で構いません。 ※

## 5. 奨学金について

### 1. 支給期間について

高校1年生の8月分より高校3年生の3月分まで（2年8ヶ月）

### 2. 支給金額について

初年度（高校1年生）は月額2万円（返済不要の給付型）

### 3. 支給方法について

合格者の本人名義のゆうちょ銀行口座へ、初回は8月分と9月分を合算のうえ振り込みます。

### 4. 奨学金の用途について

奨学金の用途は、学業に必要なものに限ります。

例：制服代、書籍や参考書代、授業に必要な教材費、塾代、模試や各種検定料、通学定期代、部活動に必要なもの、学校の主催する修学旅行や研修旅行費、大学進学のための積み立て、進学希望大学の見学に必要な交通費、大学受験料、当会あて課題提出のための郵便料金など

注意：万一、脩學生以外の人物（家族も含む）による奨学金流用などが確認された場合、その時点で以降の奨学金支給を停止し、給付開始時からそれまで支給した全奨学金を返還のうえ除籍処分とします。

### 5. 奨学金の受取確認について

奨学金が振り込まれたら、毎月必ず期日までに「奨学金受領報告書」を当会事務局へFAXで提出してください。

正当な理由なく期日に遅れた場合、翌月の奨学金支給を停止し、3回重なると除籍処分とします。

### 6. 支給金額の見直しについて

- ① 高校2年生以降は半年ごとに支給金額の見直しを行います（上限は月額4万円）
- ② 金額の見直しにあたり審査内容は以下のとおりです
  - 1) 当会あてすべての提出物ならびに返信について、期日厳守の状況はどうか（郵便物、メールなどすべてが対象です）
  - 2) 提出課題（テキスト『脩身』の「感想文」と「問い」）の理解ならびに習得状況はどうか
  - 3) 『脩身』で学んだ内容の継続的な実践状況はどうか
  - 4) 奨学金の見直しには増額も減額もあります（「6. 脩學生に採用されたら守ること（遵守事項）」に照らし合わせます）
  - 5) 奨学金見直しののち金額に変更がある場合は脩學生あてに文書で通知します

### 7. 脩學生のアルバイトは禁止です

当会の給付型奨学金制度は、高校生が安心して学業に専念できるよう設立されたものです。

もしアルバイトなどが確認された場合（単発のアルバイトであっても）、それまでに支給した奨学金全額の返還を求め除籍処分とします。

## 6. 脩學生に採用されたら守ること（遵守事項）

当会では奨学生のことを「脩學生」といいます。

ホームページでお伝えのとおり、当会は【自己の徳性を高める学び】を行う育英会です。

これは学校の勉強とは異なり、脩學生自身が良い習慣を身に付ける学びです。

そのため、自分から良い習慣を身に付けたいという、強い気持ちが3年間必須となります。

脩學生として採用されたら克己心をもって以下を守り、自己の徳性を高める学び（人間学）を継続して実践してください。

### 1. すべての提出物の期日厳守

期日厳守は課題提出のほか、事務局からの「●日までに提出してください」「●日までに返信してください」

「●日までに折り返し電話/FAXしてください」など、通信手段を問わずすべて対象です。

期日違反が重なると、警告を経て除籍処分となり、支給済み奨学金の返還もあります。

やむを得ず期日に間に合わない場合は、必ず期日前に事務局に遅れる旨を連絡してください。

### 2. 高校の成績表提出について

所属する学校を卒業するまで、学期ごとに通信簿（通知表、成績表）のコピーを提出してください。提出方法は問いません。

これについては、学校ごとに発行時期が異なるため期日は設定しませんが、入手したら速やかに当会に提出してください。

### 3. 課題提出について

課題はテキスト『脩身』の「感想文」と「問い」の提出です。

感想文5種、問い3種を一括して、郵送にて、指定期日以内に当会に提出してください。

期日は課題分量を考慮し長く設定していますので、各自計画的に取り組んでください。

1巻ずつ配布し、3年間で全6巻を学びます。

HP「人としての学び」欄では『脩身』の写真を掲載しています。『脩身』は論語からの出典も多数あります。

まずは、自宅でテキスト『脩身』を繰り返し音読し、内容を理解できるまで読む必要があります。

そのうえで、脩身で学んだことを日常生活で実践します。

具体的には、親への対応、兄弟姉妹への対応、友との関係、先輩後輩との関係など、すべて日常生活での実践です。

その際実践してもうまくいかないこと、これでよいのかと考えたこと、また、辞書などで調べても分からない意味や文章表現、

論語など当時の時代背景がよく分からないため内容の理解が進まないなど、

すべて「問い」として指定期日以内に当会へ郵送で提出します。

皆さんの問いにはすべて当会から返答します。これが「問答」です。

これを3年間繰り返します。

提出された課題の内容によって、『脩身』の精読や理解がきわめて不十分と判断された場合は当会から課題の再提出要請もあります。

## 6. 脩學生に採用されたら守ること（遵守事項） つづき

### 4. 「脩學講座」の出席について

すべての講座出席は脩學生の義務です。

講座はすべて土日や連休、学校の長期休暇などに開催します。急な体調不良などを除き、原則として欠席は認められません。

学校の試験中や試験前、部活や各種大会、模試などと重なる場合でも講座が優先となります。各講座の振替はありません。

当会から各自に「問答」が返送されたのち、第 1 回脩學講座で同期生と「問答」を共有しながら、さらに学びを深めてゆきます。

講座後は各自が日々の生活のなかで、自己の徳性を高めるための実践を継続してもらいます。

いずれも全国の脩學生と共に学ぶ、【自己の徳性を高める】ための内容の濃いアクティブラーニングです。

講座開催時期や開催形態などは下の表で確認してください。

第 1 回目の講座日は今年度の採用審査終了後、合格者全員から所属学校の「年間行事予定表」を提出してもらい、当会で決定します。

各講座の開催目安は以下のとおりです		
第 1 回：高 1 の秋頃	対面講座	脩身 1 巻を中心に学びます
第 2 回：高 1 の終わり頃	オンライン講座	脩身 2 巻を中心に学びます
第 3 回：高 2 の夏休み頃	対面講座	脩身 3 巻を中心に学びます
第 4 回：高 2 の冬休み頃	オンライン講座	脩身 4 巻を中心に学びます
第 5 回：高 3 の 5 月の大型連休頃	対面講座	脩身 5 巻を中心に学びます
第 6 回：高 3 の 3 月下旬	対面講座	脩身 6 巻を中心に学びます

講座出席にあたっては、脩學生本人の往復交通費と宿泊費は当会が負担します。対面講座は 1 泊 2 日の日程です。

交通費は必ず学割利用のうえ、毎回最短距離かつ最安値となる経路にて申請してください。

毎回の講座前には、当会から交通費申請書を送ります。期日までに記入のうえ提出してもらいます。

北海道・九州・沖縄在住の人は当会で航空券を手配購入後、自宅へ郵送します。本州ならびに四国の人は原則陸路です。

### 5. 以下の理由から当会を除籍となった場合、奨学金の返還を求めることがあります

当会応募にあたっては所属学校長の推薦書を提出していただくことから、

退会事務手続き完了後は退会理由にかかわらず、所属の学校長宛てに、文書でその旨を通知します。

- ① 在学する高等学校を休学もしくは 1 ヶ月以上長期欠席、または海外へ留学したとき
- ② 在学する高等学校における身分を失ったとき、または学則により処分を受けたとき
- ③ 病気その他の理由により学業継続の見込みがないとき
- ④ 学業成績または素行がはなはだ不良のとき
- ⑤ 当会応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- ⑥ その他、当会の遵守事項に反すると判断されたとき、または当会から複数回の注意や警告を受けても改善されないと判断されたとき

### 6. 誓約書ならびに確約書の提出

入会に際しては、申請者本人と保護者連名の誓約書ならびに確約書を提出していただきます。

2026 募集要項おわり